

特別支援教育

1 国における特別支援教育の充実

特別支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、発達障がいのある子どもも含めて、障がいにより特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものである。

新時代の特別支援教育の在り方について、本年1月に、中央教育審議会から示された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」においては、高等学校における特別支援教育の一層の充実が求められている。特に、制度化されて間もない通級による指導の充実やその指導体制、指導方法の確立など、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教師を中心に、校長のリーダーシップのもと、教師の資質向上のための研修や、全校の教職員及び生徒の特別支援教育に関する理解を促す取組を推進するなどして、学校全体で特別支援教育の充実に取り組むことが必要である。また、発達障がい等のある生徒の中には、大学進学や企業に就職するものの、環境に馴染めなかったり、周りとの関係構築がうまくいかなかったりして、中途退学や退職し、そのまま社会から孤立してしまう生徒もいる。そのため、高等学校段階で自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実や、卒業後の進路先に、必要な支援の内容や環境整備についての情報を引き継ぐための関係機関との連携促進が必要である。

さらに、本人や保護者が、障がいの可能性に気が付いていない場合もあることから、気になる生徒の実態把握を行い、本人等の意向も踏まえつつ、卒業後を見据えた必要な支援につないでいくための支援体制の構築が重視されるなど、高等学校における特別支援教育の役割は一層大きくなっている。

2 本道の後期中等教育における特別支援教育の現状

(1) 令和3年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

令和3年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒の人数は、令和2年度に比べ、第1学年で減少しているものの、割合としては変わらない状況である。

調査対象学年	学校数*1（割合*2）			人数（割合*3）		
	R3	R2	R1	R3	R2	R1
第1学年	95校 (42.6%)	100校 (44.6%)	85校 (37.9%)	310人 (1.3%)	363人 (1.4%)	276人 (1.0%)
第2・3・4学年	128校 (57.1%)	129校 (56.8%)	127校 (56.2%)	580人 (1.1%)	565人 (1.1%)	530人 (1.0%)

*1：全日制、定時制それぞれを1校とカウントしている。

*2：全日制の第1学年は191校、第2・3学年195校、定時制は32校を分母としている。

*3：人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 令和2年度「特別支援教育体制整備に関する調査」の結果（道教委）

【通常の学級における要支援者の状況】

質問事項	回答	割合*
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した理由	知的な遅れはないが、発達の状態による学習面や行動面の困難がある。	51.0%
	知的な遅れによる学習上または生活上の困難がある。	10.9%
個別の指導計画及び教育支援計画の作成・活用状況	個別の指導計画を作成している。	83.8%
	個別の教育支援計画を作成している。	54.4%
	個別の指導計画または個別の教育支援計画への合理的配慮の提供内容について明記している。	100.0%
	個別の教育支援計画作成に当たっての他機関との情報共有をしている。	95.3%

* 各学校の校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した生徒数に対する割合

3 道教委における特別な支援を必要とする生徒への支援

(1) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

今年度は12校（岩見沢東高校、千歳北陽高校、恵庭南高校（定時制）、追分高校、穂別高校、旭川西高校、名寄高校、旭川北高校（定時制）、清里高校、訓子府高校、帯広柏葉高校、阿寒高校）を配置校として指定した。

(2) 特別支援教育スーパーバイザー等（S V、P T）の派遣

道教委は、特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍する学校に、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー（S V）、又は「特別支援教育パートナー・ティーチャー（P T）派遣事業」により特別支援学校の教員を派遣している。

ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等についての助言、個別の指導計画の作成についての校内研修会等の実施などを行っている。

イ 派遣状況

令和2年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校142校のうち、111校（新型コロナウイルス感染症の影響により派遣できなかった学校に対しては、電話等で支援）に、のべ207回の派遣を行った。今年度は、145校へ派遣する予定である。

	派遣対象 学校数	派遣学校数		
		全体	全日制	定時制
令和元年度	138校	134校	115校	19校
令和2年度	142校	111校	100校(13校)	11校(6校)
令和3年度	145校			

※令和2年度における（ ）内の学校数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、派遣に替えて電話等による指導・助言を実施した学校数

(3) 教員の資質・能力の向上に向けた取組

道教委では、全ての教職員が、特別支援教育に関する知識や理解を深めるとともに、具体的かつ実践的な指導や支援の方法等を習得できるよう、「校内研修プログラム」や「支援体制づくり取組事例集」等の活用を促進し、教職員の専門性の向上を図っている。

また、特別支援教育センターでの高等学校の教員を対象とする講座（右上）や、各管内での特別支援教育基本セミナーの開催を通して、教職員の専門性の向上に向けた取組を行っている。

さらに、令和元年度から「経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業」に取り組み、大学や福祉・医療等関係機関と連携し、教員養成段階から初任段階までを見据えた支援体制や、経験の浅い教員に対する支援体制を構築することにより、発達障がいのある児童生徒等に対する指導の充実を図り、可能な限り発達障がいのある児童生徒等と発達障がいのない児童生徒等がともに教育を受けられるインクルーシブ教育システムの構築を目指すこととしている。



道立特別支援教育センターにおける高校用の研修講座



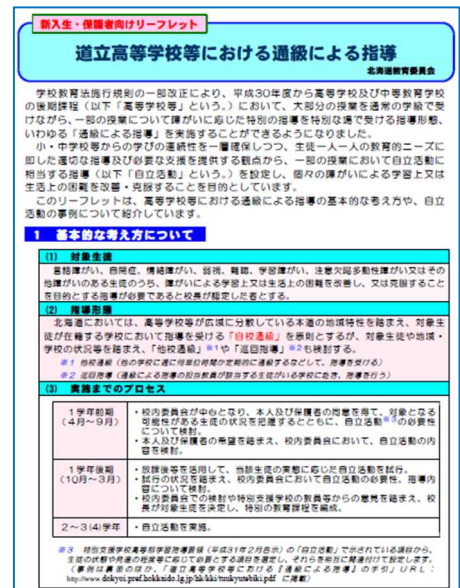
道立特別支援教育センターの研修事業案内

4 高等学校における「通級による指導」

高等学校等に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいの状況に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態である通級による指導は、学校教育法施行規則の改正により平成30年4月から実施できることとなっている。

通級による指導は、障がいによる学習上や生活上の困難をもつ生徒に対し、その改善・克服を目的に、特別の教育課程を編成して個別の指導を行うものであり、障がいに応じたきめ細かな指導・支援が可能になること、自立や社会参加を図るために必要な能力の育成や、通常の学級における授業の理解促進などにつながることが期待されている。

道教委では、新入生や保護者が通級による指導について理解を深めることができるようリーフレット（右）を各学校に配付するとともに、高校教育課のウェブページに掲載している。各高等学校においては、制度に対する理解を一層深め、通級による指導を必要とする生徒に対して適切に対応することが求められる。



新入生・保護者向けリーフレット

5 高等学校における実践例

(1) A校における自立活動（通級による指導）の内容の決定と評価の実際

ア 指導の流れ

A校における通級による指導（自校通級）のプロセスは、次のとおりである。

1年次	4月～	通級による指導の希望確認、生徒の実態把握、校内体制整備、合理的配慮の実施
2年次	4月～	生徒の実態把握（面談や発達検査など）、通級による指導を実施、校内体制整備
	5月～	個別の教育支援計画及び個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の策定
	6月～	上記の内容を本人、保護者、担任などへの提案
	学期ごと	個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の評価、改善
	年度末	個別の教育支援計画、個別の指導計画、指導要録の評価
3年次	4月～	通級による指導の実施、個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の策定、評価

イ 生徒の実態把握

生徒の実態把握は、諸検査、生徒の行動観察、面接、保護者や医療、福祉などの関係者との面談などを通じた情報収集により、実態の根拠を示すことができるものとして考えられる。得られた情報をもとに、障がいや特性の状況、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の策定とその評価、改善を行う。A校では、WISC-IVやDN-CASなどの諸検査を実施し、本人や保護者へ結果を説明することで、実態把握や指導内容を決めるための材料の一つとしている。

ウ 個別の教育支援計画の作成

個別の教育支援計画は、生徒の実態把握に基づき、関係機関と連携を図り、長期的な視点に立った支援を行うために作成する。計画には、本人の状況や願い、将来像を踏まえ、目標を明確にし、評価する時期を設定する。評価した内容は、複数の関係者と共有し、生徒の学習成果を日常生活や進学先や就労先等で発揮できるようにする。

< 個別の教育支援計画の例（一部） >

支援の長期目標	自己理解を深め、進路の自己実現ができる。		
長期目標の設定理由	進路に対して具体的な自分の考えを持っている。授業をはじめとした学校生活全体と、通級の指導で学習したことを発揮して、進路実現を図りたいという希望がある。以上の理由からこのような長期目標を設定した。		
支援の短期目標	必要な支援内容	関係機関・支援者（連絡先）	評価・課題
課題解決に向け、適切な計画の立案や、方略の選択など、様々な注意が必要であることを理解し、課題を遂行できる。	通級による指導	●北海道A高等学校 ・学級担任 ○○ ○○、 ・通級による指導の担当者 △△ △△	生徒の実態を考慮し、在学期間を通じた長期的な視点の目標を設定する。
	長期目標を達成するための短期目標を設定することが多い。複数の短期目標を設定するケースもある。		生徒に複数の支援者がある場合は記入する。

エ 個別の指導計画の作成

個別の指導計画は、実態把握から得られた課題を整理し、目標を単元や学期、年度ごとなどに設定し評価する。個別の教育支援計画の短期目標を、そのまま指導計画の目標として設定する場合や、個別の教育支援計画をもとに、長期目標を達成するための新たな目標を設定する場合が考えられる。複数の目標を設定する場合は、各目標が相互に関連付けられて達成できるものになっているかという視点を持つ必要がある。

次に、個別の教育支援計画と個別の指導計画の各目標をもとに、通級による指導の中心である特別支援教育の指導領域の自立活動の指導区分と項目を選定する。それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を決定し、個別の指導計画に記載する。

< 個別の指導計画の例（一部） > 指導や支援の手立てやねらい、内容や配慮事項を具体的に記述する。

長期目標（個別の教育支援計画）	自己理解を深め、進路の自己実現ができる。
今年度の短期目標	指導の手立て・配慮事項
課題解決に向け、適切な計画の立案や、方略の選択など、様々な注意が必要であることを理解し、課題を遂行できる。	<p>本人の興味関心に沿ったプログラミングや製品の設計・製作などの課題を、手順を整理させたり、解決が困難な場合の対処方法を明確化させたりするなど、本人の特性状況に合わせ、構造化して設定する。課題を遂行させる際、他者に意図が伝わりやすい計画を立てさせたり、正しい方略の選択や修正を促したりする必要がある。</p> <p>課題解決の成功体験を積み重ねることにより、解決には適切な取組方法があることを理解させるなどして、実行に当たった際の機能の向上や改善を図る。また、学習したことを通じて、環境への円滑な対応ができるようにする。</p> <p>以上を目標達成の手立ての中心として指導する。</p>

< 自立活動の指導区分と項目をもとにした、指導内容の決定と評価の例 >

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 健康状態の維持・改善	(2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	(4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション
指導内容	課題解決のための、他者に意図が伝わりやすい適切な計画を考えさせる。また、円滑な解決に必要な方略やその修正方法などを考えさせ、課題の遂行を促す。	課題解決の成功体験を積み重ねることで、解決には適切な取組方法があることを理解させる。学習したことを発揮することで、学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲をもたせる。		姿勢制御などを目的とした身体の協調運動に取り組ませる。	
指導場面	課題に取り組む前や最中	学校生活全体		課題に取り組む前後	
評価					
【短期目標の評価と次年度への引継ぎ】					
指導内容の評価同様に、手立てと指導内容、変容の様子を具体的に記述する。短期目標の達成が難しい場合は、次年度も同じ目標を設定することが考えられる。必要に応じて次年度への課題を記述する。					

オ 指導例と単位認定

自立活動の指導では、学習上又は生活上において、適応の困難さを示している事象そのものを直接指導するという観点だけではなく、生徒の認知特性、環境の状況など、困難の原因を多面的に把握して指導や支援をする必要がある。

A校では、生徒の興味関心が強い、ものづくりなどの課題に取り組むことを主たる指導内容にしている。課題の解決を通じて、手順を変えたときの状況の変化や、誤りの適切な修正による結果を確かめさせたり、自分の方略の見立てと結果の違いの原因を理解させたりするよう指導の工夫を図っている。生徒が、そのような体験を積み重ねることにより、学習や生活での困難さを多面的に捉えて理解し、様々な状況に対して円滑に適応できること（汎化）をねらいとしている。

また、本人の理解や適応のためには、学級担任と教科担任等との連携による指導や支援、評価の共通理解といった体制の構築が必要不可欠である。

高等学校における通級による指導については、特別の教育課程を編成して、単位を修得することができる。A校では単位認定を行い、指導要録の評価については、指導計画の内容を記載することとしている。

< 「自立活動（通級による指導）学習指導案」 >



短期目標	課題解決に向け、適切な計画の立案や、方略の選択など、様々な注意が必要であることを理解し、課題を遂行できる。	
自立活動の項目	1 健康の保持(3)・(4)、2 心理的な安定(2)・(3)、3 人間関係の形成(2)・(3) 4 環境の把握(2)・(5)、5 身体の動き(1)・(2)、6 コミュニケーション(4)・(5)	
本時の目標	<ul style="list-style-type: none"> 自分の身体の状況や運動の目的を理解し、身体の協調を目的とした運動ができる。 課題（ゲームプログラミング）の遂行に対して、適切な方法で取り組むことができる。 	
主な指導内容	<ul style="list-style-type: none"> 主に姿勢制御の向上を目的とした協調運動（バランスボード）の指導 自分で考えた課題への方略を、教師に分かりやすく伝え、その方略に沿って課題を遂行させる。課題遂行に適した時間を設定させたり、注意事項に気付かせたりする。 課題が方略通りにできた要因を把握させ、課題の遂行に適切な手順があることを理解させる。 課題の解決に困難が生じた場合は、別の方略を選択したり、手順を変えたりすることで状況が変化する可能性があることを理解させる。 学習したことを汎化することで、日常生活などに適切に対応しようとする意欲をもたせる。 	
展開	学習内容	指導上の留意点
導入 10分	<ul style="list-style-type: none"> 健康状況や学校生活を振り返り、成果や課題を教師に伝えることで、自己理解を深める。 運動メニューを確認し、教師の指示で運動に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活の適応状況や覚醒レベルの把握。 運動の終了後に、得意や不得意を確認することで、自身の身体の状況を把握させる。運動を継続することで、状況の認知が変化する可能性を知らせる。
展開 35分	<ul style="list-style-type: none"> ゲーム制作の進捗状況を確認する。 プログラミングの適切な方略を考え、教師にわかりやすく伝える。作業に必要な時間や、注意事項を把握する。 考えた方略でプログラミングに取り組む。 プログラミングが方略通りにできた要因に気が付く。 教師による評価を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業全体を通して、本人の実行機能や複雑性注意、学習と記憶、言語などの認知状況について把握する。 課題の解決に困難が生じた場合は、別の方略を選択したり、手順を変えたりすることで対応できる可能性に気が付かせる。
まとめ 5分	<ul style="list-style-type: none"> 授業を振り返り、学習した成果を日常生活に汎化できることに気が付き、成果を発揮しようとする意欲を持つ。 次回の学習内容や日時の確認と挨拶。 	<ul style="list-style-type: none"> 次回の学習内容や日時の確認と挨拶。

(2) B校における自立活動（通級による指導）の指導の流れ

ア 生徒の特色

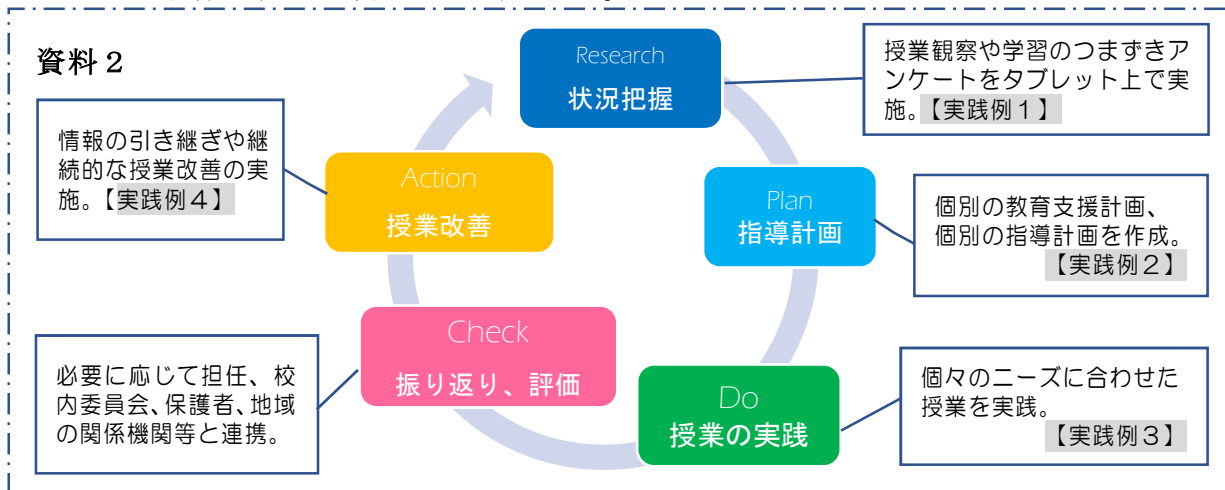
B高校では、全校生徒の46%が、発達障がいや適応障がい、疾患など何らかの診断を受けており、過去に特別支援学級に在籍していた生徒が29%いる。また、不登校を経験した生徒も17%おり、学習の補充に加え、社会生活の充実を図る態度の育成が課題となっている。そのため、全校生徒の多岐にわたる課題解決に向けた学習の機会を学校設定科目や通級による指導等を通して段階的に設定している。

資料1 【学習サポートプログラム】 ※表題をクリックすると資料にアクセス可

1年次	2年次	3年次
全員	個別(希望者)	選択授業希望者
<p><授業名> カルチベーション(学校設定科目)</p> <p><学習時期> 通年(1単位)</p> <p><学習内容> ・基礎学習の復習 ・コミュニケーションスキルなど</p>	<p><授業名> 放課後学習(通級による指導)</p> <p><学習時期> 通年(放課後週1回)</p> <p><学習内容> 一人一人の課題に合わせたコミュニケーショントレーニングや生活に必要な学習</p>	<p><授業名> 現代文(選択科目)</p> <p>～社会生活の充実を図る態度を育てる～</p> <p><学習時期> 通年(2単位)</p> <p><学習内容> 言語活動を通じて現代の社会などについて考察する学習</p>
<p>個別(希望者)</p> <p><授業名> 放課後学習(通級による指導)</p> <p><学習時期> 後期より(放課後週1回)</p> <p><学習内容> 一人一人の課題に合わせた、コミュニケーショントレーニングや生活に必要な学習</p>		

イ 通級による指導までのプロセス

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条により、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどのある児童生徒を対象としている。明確な診断がない生徒であっても困り感に気づき、教育的ニーズの有無を慎重に把握しなければならない。また、指導に当たっては、生徒の意欲の向上につながる授業展開を心掛ける必要がある。



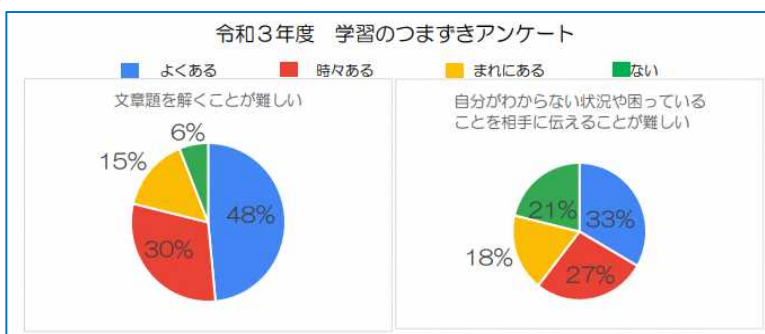
ウ 通級による指導の実践

【実践例1】

生徒の状況把握のため、授業観察のほか、学習面や生活面に関わる全16項目の質問事項からなる「学習のつまずきアンケート」を実施している。

【学習のつまずきアンケート】(生徒用)

※表題をクリックすると資料にアクセス可



【実践例2】

個別の教育支援計画の作成については、中学校の引き継ぎや外部機関とのつながりに注意しながら作成し、個別の指導計画の作成については、本人・保護者のニーズを理解した上で作成している。

【個別の指導計画】 ※表題をクリックすると資料にアクセス可

月	単元／題材名	指導目標	学 習 活 動	備 考
4月	【気持ちの受容】 自分を知ろう	自分の得意なことと苦手なことについて知ることができる。	①学習の意図や内容について知り、面談を通してアセスメントを行う。 ②カタカナや簡単な計算問題を通して、苦手を整理する。 ③苦手なことについて自分でどのように感じているかを考える。	・HR担任と本人への指示の仕方や内容について端的な指示や視覚教材の工夫など打ち合わせを行う。



【実践例 3】

授業においては、個々の課題に合わせたワークシート(人との距離感や気持ちのコントロール等)やカードゲームを活用したコミュニケーショントレーニングのほか、豆の選別や靴紐の結び方等の作業により、ソーシャルスキルを身に付けている。

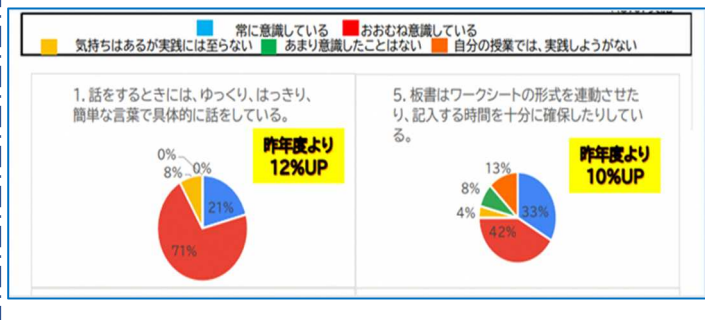
【実践例 4】

授業改善については、全教職員を対象に、「学習のつまづき対策アンケート」を実施。

アンケート結果を職員会議や校内通信で情報共有し、授業改善に向けた参考資料の一つとしている。

【学習のつまづき対策アンケート】(教師用)

※表題をクリックすると資料にアクセス可



【授業改善に向けた取組】

校内研修において、アンケート結果を基にした授業改善の方策について全体に関わる改善策と各教科等の改善策を検討し、全体で共有する。

エ 卒業後の進路についての相談

障がいのある生徒については、「障害者総合支援法」の対象として、自治体や事業所が独自に提供するサービスを受けられることがある。進路決定の選択肢の一つとして次の資料をもとに進路相談を実施している。

【進路相談マニュアル例】 ※表題をクリックすると資料にアクセス可

1. 高校卒業後の進路先について

高等学校を卒業後、すぐに就職することが心配な場合もあるかもしれません。その場合は、下記のような自治体や事業所が独自に提供するサービスや訓練校を利用して少しずつ自立を目指す方法もあります。

日中活動の場

- 訓練校**
 - ・北海道障害者職業能力開発校
- 就労継続支援 A 型**
 - ・雇用契約を結ぶ
 - ・雇用主からの1円が保証
 - ・勤務時間の短縮ができる事業所もある
 - ・カフェなどの製造、ホスティング等、仕事内容は様々
- 就労移行支援**
 - ・一般就労に向けた職業訓練
 - ・基本的に1日2コマはなし
 - ・職業訓練の期間が短縮
 - ・働くことへの意識を持っていくことが、職業定着につながる
- 就労継続支援 B 型**
 - ・職業訓練
 - ・工場を案内できる
 - ・勤務時間短縮
 - ・カフェなどの製造、工場見学、仕事内容は様々

グループホーム

- ・創設した支援・食事の用意などの役割が分かち、自立した生活を営むことができる
- ・排障生活においては、マンショングラフなどありのコースと合わせた選択が可能

その他サービス

- ・職業訓練 職業訓練所受入形式、職業訓練所から職業訓練を受けることができる
- ・職業訓練 職業訓練所受入形式、職業訓練所から職業訓練を受けることができる
- ・職業訓練 職業訓練所受入形式、職業訓練所から職業訓練を受けることができる

実習に希望に行きたくない場合は、先の実習先を立止、進路選択の不安が解消されます。

市町村の福祉事務所でも確認を行います。事前に事業所にも連絡をします。

2. サービス利用までの流れ

◎ 就労支援の利用

雇用先開拓のメリット

※一人ひとりで進路決定の支援が必要な状態から、社会参加の機会が広がる。!

支援機関への相談、雇用主・本人・家族、税金等の確保、公共施設の利用など

◎ サービス一覧

制度	障害手続	A(重度)	B(中度・軽度)
年金	国民年金	○	△
手当	特別児童扶養手当(20歳未満)	○	△
	障害児福祉手当(20歳未満)	△	×
給付	児童扶養手当	○	×
	JR・バスの運賃割引	○	○
その他	タクシー運賃の割引	○	○
	施設利用割引	△	△

その他、様々なサービスを受けることができる可能性もありますので、施設や福祉課へお問い合わせください。